

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
民間社会福祉事業従事者共済貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は民間社会福祉事業従事者の福利厚生を図るため、所要の資金を貸付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付の対象)

第2条 貸付を受けることができる者（以下「借受人」という。）は、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業加入者（以下「加入者」という。）であって下記事項に該当するものに限る。

資金の種類	対 象 者
(1) 生活資金	加入期間 1年以上の者
(2) 住宅資金	加入期間 3年以上の者

(貸付の種類)

第3条 この資金の貸付種類は次のとおりとする。

(1) 生活資金

- ① 加入者又は加入者の子が結婚したとき
- ② 加入者の配偶者、父母、子が死亡したとき
- ③ 加入者又は加入者の配偶者、父母、子が1ヶ月以上入院したとき
- ④ 加入者の子が高等学校以上の学校に入学したとき
- ⑤ その他県社協会長が特に必要と認めたとき

(2) 住宅資金

- ① 加入者が居住する家屋を補修または増改築するとき
- ② その他県社協会長が特に必要と認めたとき

(貸付金額)

第4条 貸付金額の最高限度額は次のとおりとする。

(1) 生活資金の最高限度額は50万円とする。

(2) 住宅資金の最高限度額は300万円とする。

2 貸付金の総額は毎年度ごとに予算の範囲内において決定する。

但し、加入者に対する貸付金総額は貸付申請時における社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業施行細則第9条に定める加入者本人及び保証人の退職金の給付額の合計の範囲内とする。保証人は2人以内とする。

3 貸付金額は10万円以上とし、1万円を単位として貸付する。

(貸付利率)

第5条 貸付金の利率は年利2%とする。

(延滞利子)

第6条 返還の日を過ぎたものについては、延滞元金に対し、年利10.75%の延滞利子を徴する。

(貸付申請)

第7条 加入者がこの資金の貸付を受けようとするときは、別記様式第6号資金借入申込書に所定の事項を記入し、民間社会福祉施設及び団体（以下「社会福祉施設等」という。）の長を経て、県社協会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 貸付の申請をしようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担するものとする。

2 連帯保証人は原則として同一事業所に勤務する加入者であること。

3 次に掲げる者は、連帯保証人になることはできない。

① この規程による貸付金の借受人または借入申込者

② 既にこの規程による貸付金の保証人となっている者

4 連帯保証人は生活資金については1年以上、住宅資金については3年以上の勤務年数を有するものであること。

5 借受人は連帯保証人が加入者でなくなったときは、速やかにその補充をし、連帯保証人変更届を県社協会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第9条 県社協会長は第7条に掲げる資金借入申込書の提出があったときは、民間社会福祉事業従事者共済運営委員会に諮り、貸付の決定をし、社会福祉施設等の長を経て申請人に通知する。

2 貸付の決定を受けた者は県社協会長に別記様式第7号借用証書を提出するものとする。

3 県社協会長は前項の借用証書を受理したときは、申請人が設定した普通預金口座に貸付金を振込み本人にその旨通知する。

4 貸付をしないときは、社会福祉施設等の長を経て当該申請人にその理由を付して通知するものとする。

(貸付決定の取消)

第10条 県社協会長は申請人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の決定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき

(2) この規程の定めに違反したとき

(3) 貸付予定者が正当な事由がなく、貸付決定を通知した日から起算して1ヶ月以内に所定の手続きをとらないとき

(貸付の制限)

第11条 次の各号の一に該当するものに対しては貸付を行わない。

- (1) 本貸付を受け償還の完了していないもの
- (2) 本貸付金の連帯保証人となっているもの
- (3) 掛金の未納額のあるもの

(償還期間)

第12条 貸付金の償還期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 50万円まで 3年以内
- (2) 51万円以上100万円まで 4年以内
- (3) 101万円以上200万円まで 5年以内
- (4) 201万円以上300万円まで 6年以内

(償還方法)

第13条 貸付金の償還は、元利均等月賦償還とする。

- 2 前項の償還金は、貸付を受けた月の翌月から指定期日までに県社協の指定金融機関に振込むものとする。

(繰上償還等)

第14条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その時期において、貸付金の残額を一時に繰上げて償還または返還しなければならない。

- (1) 加入者でなくなったとき
 - (2) 貸付金の返還を求める事由が発生したとき
- 2 借受人は、前項のほか未償還額の全額を一時に繰上げて償還することができる。
 - 3 前各項の未経過分の利息相当分は免除する。
 - 4 第1項の場合15日以内に繰上げ償還しなければならない。

(償還方法の変更)

第15条 借受人が災害その他緊急やむを得ない事由により所定の期日までに償還が困難なときは、償還の変更を承認することができるものとする。

- 2 前項の承認を受けようとするものは変更申請書を県社協会長に提出しなければならない。

(償還金の督促)

第16条 償還期日を1ヶ月経過しても償還金の振込みがないときは、当該借受人、連帯保証人に対し督促状等により督促するものとする。

(償還期日経過後の未償還金の請求)

第17条 この資金の借受人が、当該貸付金にかかる所定の最終償還期日を経過し、なお、その期日を経過した日から起算して2ヶ月以内に償還を完了しない場合においては、当該未償還金金額及び延滞利子について、借受人及び連帯保証人に対して期日を指定して債務の履行を請求するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年9月1日より施行する。
- 2 平成5年4月1日改正
- 3 平成11年4月1日一部改正
- 4 平成20年1月1日一部改正
- 5 令和5年3月10日一部改正